

公益社団法人愛媛県理学療法士会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛媛県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、理学療法に関する学術及び技能の向上並びに理学療法の普及啓発を通じて、県民の健康の維持及び増進を図り、もって県民の医療、保健及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療、保健及び福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) 組織強化及び福利厚生に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 愛媛県内に勤務し、又は居住する理学療法士であって、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者であって、理事会の推薦に

基づき総会において承認されたもの

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込をし、その承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める定款細則に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める定款細則に基づき賛助会費を支払わなければならない。
- 3 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

（任意退会）

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。
- (2) 当該会員が死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第7条の支払い義務を正当な理由なく1年以上履行しないとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定により退会し、除名され又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れ

ることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種別)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡並びに公益目的事業の全部の廃止
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を決議したとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日から1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする

ときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員から選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち3名を副会長とする。
- 4 会長、副会長以外の理事を常任理事とする。
- 5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副会長及び第4項の常任理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名は、会員以外の会計に関する専門知識を有する者の中から選任するものとする。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、会員以外の監事に関しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(相談役及び顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として相談役3名以内及び顧問3名以内を置くことができる。

2 相談役及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 顧問は、この法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 相談役及び顧問の報酬については、総会において別に定める支給基準に従い、支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 40 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は定松修一、副会長は山内正雄、谷口千明、常任理事は菊池健藏、内田勝之、藤原雅弘とする。
- 4 本定款は平成25年6月16日より一部改正により施行する。
- 5 本定款は平成29年6月11日より一部改正により施行する。
- 6 第22条は、平成30年6月10日より一部改正により施行する。
- 7 本定款は令和7年6月22日より一部改正により施行する。